

一般社団法人福島県薬剤師会ホームページ広告実施要領

1 趣 旨

この要領は、一般社団法人福島県薬剤師会（以下「本会」という）ホームページへの広告事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

2 目 的

本会の新たな収入の確保と、本会会員及び県民への情報提供サービスの向上を図る。

3 広告の種類

本会ホームページに掲載する広告は、バナー広告とする。

(1) 掲載できる広告の内容は、以下のいずれにも該当しないものとする。

- ① 法令に違反する、または違反の恐れのあるもの。
- ② 公の秩序に反する、または反する恐れのあるもの。
- ③ 政治活動、宗教活動、意見広告に関するもの。
- ④ その他、広告として掲載することが不適当であると本会が認めるもの。

(2) 広告のサイズ

- ① 大 き さ：縦 170 ピクセル×横 450 ピクセル
- ② ファイル：jpg
- ③ 容 量：1 MB 以内

(3) 内容の制限

本会ホームページのコンテンツの一部と混同されるおそれのないものとする。

具体的には

- ・ 本会ホームページと類似の色調及び字体を使用しないこと。
- ・ 閲覧者が本会の事業であると錯覚しやすい文言を使用しないこと。等

(4) 広告の準備

広告は、基本的に広告主において準備するものとする。

4 広告主の範囲

- (1) 本会会員の所属する事業所
- (2) 医薬品メーカー等
- (3) 本会と取引のある企業
- (4) その他、掲載する広告として適当であると本会が認める企業等

5 広告の掲載期間

(1) 広告の掲載期間

- ① 6月1日を始期とする1年単位とし、広告掲載終了日の1か月前までに「ホームページ広告掲載申込・変更・辞退届(様式1)」により辞退の申し出がない限り、

次の1年を自動継続更新とする。

- ② 6月以外の月の申込の場合、次の6月までの期間の契約とする。掲載料は契約期間分とする。

(2) 広告の開始

広告の掲載を開始する日は、掲載料の入金を確認した日の翌月の初日を原則とする。

6 広告掲載の募集

広告の募集は、本会ホームページ等で行う。

7 申込み

- (1) 申込者は「ホームページ広告掲載申込・変更・辞退届（様式1）」により、本会事務局に申し込むものとする。
- (2) 広告は同一の法人及び団体等が同一期間内に複数の広告を掲載することはできない。

8 掲載の承諾

- (1) 申し込み後、本会にてその内容を審査し、広告掲載の適否を決定する。
- (2) 広告掲載の適否を決定後、「ホームページ広告承諾・不承諾通知（様式2）」により、申込企業に通知する。

9 掲載料

- (1) 広告掲載料は1年単位とし、掲載料は月額3,000円（税別）とする。
- (2) 広告主は、「ホームページ広告承諾・不承諾通知（様式2）」により承諾を確認した後、掲載料を振込にて支払う。
- (3) 広告料は、毎年見直しを行う。

10 広告原稿の提出

- (1) 広告主は、広告原稿を「ホームページ広告承諾・不承諾通知（様式2）」の発出された日から1か月以内に事務局に提出する。

11 掲載内容の変更・取り消し

- (1) 本会は、広告の内容・デザイン及びリンク先のページ内容等が当要領に反しているとき、もしくはその恐れがあるとき、また、この要領に反していると判断した時は、広告内容の変更を求めることができる。
- (2) 本会は、次のいずれかに該当するときは、広告企業への催告その他の手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。また、この場合の掲載料の返還は行わない。掲載を取り消した際は、「ホームページ広告承認・不承認通知（様式2）」を発出する。

式2)」により通知することとする。

- ① 広告原稿を指定する期日までに提出しなかったとき
- ② 広告内容の変更の求めに応じないとき
- ③ 広告主の事業、広告原稿の内容及びリンク先ホームページの内容がこの要領の禁止事項等に該当するとき。
- ④ その他、ホームページへの広告掲載が適当でないと本会が判断したとき。

12 広告掲載の変更・取り下げ

- (1) 広告主は、自己の都合によりホームページの広告原稿を変更することができる。
 - ① 変更の1か月前までに「ホームページ広告掲載申込・変更・辞退届（様式1）」により本会に届出るものとする。
 - ② 本会では、変更の可否について本会にて審査するものとする。
 - ③ 広告の変更は年1回に限り認める。変更手数料は1回あたり3,000円とする。
- (2) 広告主は、自己の都合によりホームページの広告掲載を取り下げることができる。
 - ① 取り下げの10日前までに「ホームページ広告掲載申込・変更・辞退届（様式1）」により本会に届出るものとする。
 - ② 広告を取り下げた場合でも、既に支払われた掲載料は返還しない。

13 広告主の責務

- (1) 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。
- (2) 第三者から広告に関して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

14 免責事項

次に掲げる事由により広告の掲載が一定期間停止する場合にあっては、当該停止期間に係る掲載料の返還、損害等を本会に請求することができない。

- ① 本会のサーバー、ソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等に伴う停止
- ② 火災及び地震、水害、落雷等の天災
- ③ 悪意をもつ第三者によるサーバーその他本会のコンピューターへの不正アクセス

15 その他

この要領に定めるものの他必要とする事項については、本会が定める。